

1 議事日程(第4号)

(令和5年第5回久山町議会12月定例会)

令和5年12月14日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 議案第62号 久山町久原財産区管理会基金条例の制定について
(5久山町条例第22号)
- 日程第2 議案第63号 久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
(5久山町条例第23号)
- 日程第3 議案第64号 久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
(5久山町条例第24号)
- 日程第4 議案第65号 令和5年度久山町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第5 議案第66号 令和5年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第67号 久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
(5久山町条例第25号)
- 日程第7 議案第68号 久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
(5久山町条例第26号)
- 日程第8 議案第69号 久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
(5久山町条例第27号)
- 日程第9 議案第70号 久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
(5久山町条例第28号)
- 日程第10 議案第71号 令和5年度久山町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第11 議案第72号 令和5年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第73号 令和5年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 発議第3号 久山町内の河川美化に関する条例制定を求める決議
- 追加日程第1 佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議の動議
- 日程第14 議員派遣の件
- 日程第15 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

2 出席議員は次のとおりである(10名)

- | | | | |
|----|------|----|------|
| 1番 | 阿部文俊 | 2番 | 久芳正司 |
| 3番 | 阿部哲 | 4番 | 本田光 |
| 5番 | 末松裕 | 6番 | 阿部恒久 |
| 7番 | 山野久生 | 8番 | 荒巻時雄 |

9番 佐伯勝宣

10番 只松秀喜

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

8番 荒巻時雄

9番 佐伯勝宣

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

町 長 西村 勝

副町長 佐伯久雄

教育長 重松宏明

経営デザイン課長 中原三千代

会計管理者 佐々木 信一

上下水道課長 久芳義則

福祉課長 稲永みき

都市整備課長 大嶋昌広

税務課長 川上克彦

総務課長 久芳浩二

町民生活課長 井上英貴

産業振興課長 横山正利

教育課長 江上智恵

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 小森政彦

議会事務局書記 城戸貞人

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（只松秀喜君） おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

本日、全員出席であります。よって、議会は成立いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

議事に入る前に、阿部恒久議員および総務課久芳課長から、12月7日の本会議における発言につきまして、それぞれ訂正の申し出がっております。

最初に、阿部恒久議員、発言を許可します。

阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 12月7日の私の一般質問、シニアチャレンジ応援事業の進捗状況についての事項で、「今、利用枚数が・・・枚というふうに言われました」と発言しましたが、「今、利用枚数が1,855枚というふうに言われました」に訂正させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（只松秀喜君） 次に、総務課久芳課長、発言を許可します。

総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 12月7日の議案第68号久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明の中で、久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例（昭和44年久山町条例第・号）と説明いたしましたが、正しくは議案書のとおり、（昭和44年久山町条例第24号）でございますので、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第62号 久山町久原財産区管理会基金条例の制定について

○議長（只松秀喜君） 日程第1、議案第……。

（9番佐伯勝宣君「議事進行」と呼ぶ）

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 議長に私はお願いしておりましたが、12月7日、山野議員の時の一般質問のやりとり……。

○議長（只松秀喜君） 議事進行に全く関係ありません。着席をお願いします。

（9番佐伯勝宣君「困りましたね。それハラスメントになりますよ」と呼ぶ）

日程第1、議案第62号久山町久原財産区管理会基本条例の制定についてを議題としま

す。

これより質疑を行います。

すいません、言い直します。

日程第1、議案第62号久山町久原財産区管理会基本条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を……。すいません、もう一度言い直します。

日程第1、議案第62号久山町久原財産区管理会基金条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第62号久山町久原財産区管理会基金条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第63号 久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第2、議案第63号久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第63号久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第64号 久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第3、議案第64号久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

すいません。

日程第3、議案第64号久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） この条例の改正は、国の基準に合わせるということに向かっていくというようなことで、値上げになると思うんですけども、条例が改正された場合、それぞれの収入や家族状況によって値上がり幅が違うと思います。それで、現状での保険料改定の試算について通知がなされるのか。それともう一つ、保険料については、3月15日の確定申告が終わった後になると思いますけども、その通知はいつ頃なされるのか、お聞きします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 町民生活課長の方から回答させていただきます。

○議長（只松秀喜君） 町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） お答えさせていただきます。

まず本条例の改正でございますけども、本日採決いただいて、ということでございます。ですから、本日の結果をもちまして、その後に速やかに変更点といたしますか、どういふふうな形で改正するかということ、まずは周知をさせていただきたいと考えています。

また、該当者の方といたしますか、被保険者の方に対しましては、当然、来年度からの税率改定ということでございますので、本年度の、次回の申告を受けた際、令和6年度の課税をする際に、税率が改定するということになります。ですから、国民健康保険の考え方

は、12カ月分の保険料をいただきますけれども、最初の4月、5月は課税させていただかなく、6月以降10期に分けての課税ということになります。ですから、年度が変わりまして4月、5月の時期に税率、そしてそれぞれの方々の保険税の金額を確定してまいります。ですから、その際に通知等をお出ししまして、皆さまの保険料は幾らですよというような周知等を出させていただく、というようなスケジュールといたしますか、予定で進めたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

では討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

本田議員。

○4番（本田 光君） 議案第64号、反対討論をいたします。

これは令和6年度から税率アップという、これを前提とした議案であります。従って、こうしたことに対する、いろんな方たちが困る関係も出てくるという想定がされます。それをもって反対討論といたします。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） これで討論を終わります。

議案第64号久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第65号 令和5年度久山町一般会計補正予算（第4号）

○議長（只松秀喜君） 日程第4、議案第65号令和5年度久山町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） では1問、ちょっと質問いたしますが、15ページですね。

これは議会費になりますが、議会一般経費としまして職員手当、時間外勤務手当5万円というのがついております。別の項目で、職員の時間外手当5万円がついておましてこちらは、今学校橋の工事やっていますがこの対応ということで聞いてますが、これがちょっとよく分かりません。こっちの、議会費の方が。業務は多岐にわたり大変だと思いますけど、この内容、この算定根拠は何かということで、これ、いつからいつまでの期間なのか、具体的な内容は何かということをお答えください。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） この議会事務局の時間外の内容等についてってということでよろしいですかね。

（9番佐伯勝宣君「算定根拠」と呼ぶ）

算定根拠。

（9番佐伯勝宣君「期間、内容。3点」と呼ぶ）

総務課長の方から回答させます。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 議会事務局経費の中の時間外手当5万円の増額でございますけれども、この分につきましては、今後発生しうる職員の時間外勤務手当に対して、予算を計上しているものでございます。今後発生する分でございますので、この議案成立後から3月末までの期間の分ということになります。まず1点目ですね、それから算定……。

（9番佐伯勝宣君「算定根拠ですね」と呼ぶ）

算定根拠はですね、特にこれは、これぐらい必要であろうということで、特に根拠はございません。それから、どういうものに使うか、これは先ほど説明しましたとおり、職員の時間外手当でございます。9月から動画配信を議会の方で、始めたと思っておりますけれども、その編集とか、また、さまざまな議会事務局の業務の中で時間外が発生すると思われ

ますので、その分に使用するものとなっております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 時間幾らってというのがあると思うんですが、費用の方に言いますが、これは何時間分なんでしょうか、何人分で。それが算定根拠というものでございますが、そして先ほど言いましたように別の職員の時間外手当、それは、今回予算あがっております。これは、橋、学校橋の対応ということで。ですからそちらの学校橋の対応の、職員と今回議会事務局だけがあがってるということで、学校橋のは分かりました。それは、期間とか算定根拠、具体的には、お聞きする必要はありません。議会事務局だけ今回ちょっと珍しいんですね。それでお聞きしたいんですが、今後発生する事案ていうのは、どういうことでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 議会事務局の時間外手当につきましては、昨年、すでに当初予算の執行がかなりの金額で進んでいるような状況でございます。昨年度の状況からしますと、今後も時間外が発生すると思われますので、その分について補正をお願いしたものでございます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（9番佐伯勝宣君「何討論ですか」と呼ぶ）

討論なしと認めます。

（9番佐伯勝宣君「ああいや違う、何討論。反対討論」と呼ぶ）

では討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 私は、一般会計補正予算、議会費の職員と時間外手当、時間外勤務手当5万円、これに反対をいたします。

ちょっとよく分かりませんこれ。理由は、今議会、議会でのさまざまなことへの、疑



問、不信感でございます。本日も本来なら、ある議会での活動が、大々に、この最終本会議もその議論に、多くの時間を割く予定だったはず。それを私は、回避されるものと捉えておりますが、それなら今回、何のための事務職員の、この5万円の時間外手当なのかという疑問が、あったわけでございます。少し話します。議会事務の仕事は多岐にわたり、職員も雑務への対応も大変かと思えます。そのため、町民に開かれた議会への環境づくり、意識の充実のための予算付けであるなら、この金額だけでは足りないでしょう。事務職員の待遇面の改善、もっと議会の外部との交流、意識のスキルアップも含めた予算付けを検討してもらいたい。また、今後、先の11月13日、議会と事務局で参加した県内議会関係者の、議会関係ハラスメント根絶のための議員研修の参加の成果を実現させようとしたら、5万円の時間外手当だけでは足りないでしょう。もっと上積みして、今述べた職員の待遇面や、外部との交流での知識の習得にお金をかけてもらわないといけない。法律の専門家の配備等、環境を充実し、町の予算を開かれた議会の環境づくりのために、もっとつぎ込んでもらいたい。今回、そういった面でのお金がまだまだ足りない。つぎ込み方が足りないという意味で賛成できません。議会の中の活動環境の充実に、今後町長はじめ執行部のご理解を深めていただきたい、そういう思いで、今議会、この議会事務の時間外手当を含む補正予算に反対いたします。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） これで討論を終わります。

議案第65号令和5年度久山町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第66号 令和5年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（只松秀喜君） 日程第5、議案第66号令和5年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第66号令和5年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第67号 久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第6、議案第67号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第67号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第68号 久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第7、議案第68号久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 議案第68号、これは町長を含め三役の給与、議案ということであるわけですが、前回は給与増給、ございましたですけども、その時も私はこれは賛成できないというふうなことを申しました。といいますのは、課税誤り、それがあったということで、今回またあがってきた、しかしあれから分かったことが、この課税誤り、
.....円これ相手に返した中で、分かっているのが.....円、これは、利息相当額、あるいは還付加算金を含めた金額というのは分かりました。要はこれだけでも町民の税金です。となったら、増給というのはいちよつと違和感があるんですけど、これに関してお考えはどうなんでしょう。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） これはもう議案説明会でも、今回の68号議案については総務課長の方から説明させていただいています。今佐伯議員がお話ししてある、ご意見いただいている質疑の案件とこの議案とは全く関係ないと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 確かに、人事院勧告によるということで、ただこれも、それを受けるか受けないかのそんな問題でございますが、これは、やろうと思えば幾らでも、それは町の方で、対応できると思います。私が言っているのは、この議案だけでなく別に、やはり、平成26年の12月もありましたようにペナルティー議案というのが出たんですよね。あることがありまして。そのような議案というのは今回ないから、これはこれで別に置いて、やはりその議案はあつてしかるべき。しかしその議案がないから申し上げてるんです。ですからちよつとその辺、やはり、今申しました課税誤りの件で、やはりこのまま増給という形をとられるのは、町民の税金も使っていることはこれ分かってますし、これはいかげなと思うんですが、その辺もう1回町長にお伺いします。

○議長（只松秀喜君） 議題に関する質疑ではございませんので受け付けません。次の質問を

お願いします。

(9番佐伯勝宣君「次の質問なんですよ。次の……」と呼ぶ)

佐伯議員。

○9番(佐伯勝宣君) ではですね、これとは別に今申しました、ペナルティー、これを設ける考えっていうのはないんでしょうか。やはり、これは町民の税金使ってますから。これどうでしょう。

○議長(只松秀喜君) 議題とは関係ございませんので、その質問も受け付けません。ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(只松秀喜君) ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

では討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

佐伯議員。

○9番(佐伯勝宣君) 私は、議案第68号、町長ら三役の給与議案に反対をいたします。

理由は、6月に報告があった……円の課税誤りの件です。これは、町長自身がお認めになったとおり、地方税法第417条、重大な錯誤の案件です。通常の入力誤りではなく、大本の土地の認定の段階で間違っていた不祥事です。還付金のうち、私が試算した範囲ですが、もともとの金額に……円ほどの利息相当額、還付加算金を加えた形。町民の税金からプラスアルファで先方に返しています。そのペナルティーを執行部、町長が負うことがよろしいのではないかと考えます。平成26年12月議会でも追加議案として減給議案がありました。課税誤りの還付額の算定根拠も示された上で、今回減給案があってもよかったのではと考えます。今回、ペナルティー減給案の提案がないということで、この議案に反対いたします。

以上です。

○議長(只松秀喜君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

山野議員。

○7番(山野久生君) 私は、久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、賛成いたします。

本条例改正は、人事院勧告により、国の法律が改正されたことに伴う改正であり、今までも国の法律改正に合わせ、増額の場合も、減額の場合も改正して行っております。民間

との賞与差を埋めるための適正な改正であるため、これに賛成いたします。

○議長（只松秀喜君） 原案に反対者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 原案に賛成者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） ほかに討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） これで討論を終わります。

議案第68号久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第69号 久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第8、議案第69号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第69号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第70号 久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第9、議案第70号久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第70号久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第71号 令和5年度久山町一般会計補正予算（第5号）

○議長（只松秀喜君） 日程第10、議案第71号令和5年度久山町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第71号令和5年度久山町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第72号 令和5年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（只松秀喜君） 日程第11、議案第72号令和5年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第72号令和5年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第73号 令和5年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（只松秀喜君） 日程第12、議案第73号令和5年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第73号令和5年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 発議第3号 久山町内の河川美化に関する条例制定を求める決議

○議長（只松秀喜君） 日程第13、発議第3号久山町内の河川美化に関する条例制定を求める決議を議題とします。

提出議員より提案理由の説明を求めます。

阿部文俊議員。

○1番（阿部文俊君） 発議第3号久山町内の河川美化に関する条例制定を求める決議を、久山町議会会議規則第14条第1項、第2項の規定により提出します。

提出の理由。町内の河川において行われるバーベキュー等のレクリエーションにより、火事の危険、臭いやごみの散乱の問題が生じている。行政や地域住民が来訪者に注意を呼びかけるにも、バーベキュー等を禁止する条例がなく、有効な手立てがない状況である。

このような状況に鑑み、久山町議会として、久山町の清らかな河川および周辺の環境を守り、後世に受け継ぐためには、河川美化に関する条例を制定する必要があると判断したため、提出するものである。

久山町内の河川美化に関する条例制定を求める決議案。久山町では、誰もが豊かに暮らせる町を目指し、綺麗な水と空気、それを作り出す山林を守り、受け継ぐまちづくりを行ってきた。豊かな山林を源とし、四季折々の美しい表情を見せる河川は、昔から変わらない清らかさを保ち、訪れる人の心を和ませ、自然と親しむ憩いの場になっている。

しかし近年、河川周辺において行われるバーベキュー等のレクリエーションにより、火事の危険、臭いやごみの散乱の問題が生じている。久山町では、地域住民の手によって河川の美化清掃活動が行われているが、放置されるごみの量は目に余るものがあり、また、行政や地域住民が来訪者に注意を呼び掛けるにも、バーベキュー等を禁止する条例がなく、有効な手立てがない状況である。

町内を流れる河川の清らかさは、久山町の美しさを愛する地域住民の想いと努力の結晶である。この環境を保ってきた先人からの贈りものをこれからも守り、後世に受け継いでいくことは、何よりも尊いことであり、私たちの責務であるとする。

よって、本議会は町執行部に対し、久山町内の河川および周辺の環境保全に資するため、河川美化に関する条例の制定を強く求める。

以上、決議する。

令和5年12月14日、久山町議会。

○議長（只松秀喜君） これより提出議員に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

発議第3号久山町内の河川美化に関する条例制定を求める決議を採決します。

阿部文俊議員ほか8名から提出されました、久山町内の河川美化に関する条例制定を求める決議は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、久山町内の河川美化に関する条例制定を求める決議は原案のとおり可決されました。

（7番山野久生君「はい議長、動議」と呼ぶ）

山野議員、こういった動議でしょうか。

○7番（山野久生君） 佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議の動議を提出したいと思えます。

○議長（只松秀喜君） ただ今、山野議員から、佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議の動議について発言がありました。

この動議に賛成される方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（只松秀喜君） 1人以上の賛成者がありましたので、本動議は久山町議会会議規則第16条の規定により成立しました。

本動議について内容の確認を行いますので、ここで暫時休憩に入ります。

再開は追って連絡いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時5分

再開 午前10時55分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（只松秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず私から、佐伯議員に申し上げます。

先ほどの議案第68号久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての質疑で「・・・・円、これ相手に返した中で分かっているのが・・・・円」と発言。また、反対討論で「・・・・円の課税誤りの件」、「・・・・

円ほどの利息相当額」と発言されました。この金額は全く根拠がなく、正しい金額ではありません。後刻調査の上、削除いたします。

(9番佐伯勝宣君「私も1回、開示請求で計算しただけですから、その点はお任せします。はい、お任せします。あくまでも試算した限り……」と呼ぶ)

静かに。

(9番佐伯勝宣君「大事なことですこれ、私の自分の身のあれを立てるわけですから……」と呼ぶ)

西村町長。

○町長(西村 勝君) 議長の方に今回の本会議について、議会の方にお願いがありまして、発言の許可をお願いしたいと思います。

○議長(只松秀喜君) 許可いたします。

西村町長。

○町長(西村 勝君) 議会の貴重なお時間をいただき誠にありがとうございます。

議会運営に関してお願いがあります。本会議において議案の審議・可決について皆さまに判断をお願いしているわけでありますが、議案と関係ない内容での質疑が見受けられます。議長も議題外として注意をされておられましたが、議会内での質疑内容および運営について、再度確認を今後よろしく願いいたします。

以上です。

○議長(只松秀喜君) 続きまして会議を開きます。

お手元に配布の佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議の動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることについて採決します。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長(只松秀喜君) 起立多数であります。従って、この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることは可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議の動議

○議長(只松秀喜君) 追加日程第1、佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議の動議を議題とします。

地方自治法第117条の規定により佐伯議員の退場を求めますが、その前に佐伯議員に確

認めます。弁明の機会を求めますか。

○9番（佐伯勝宣君） はい。

○議長（只松秀喜君） 分かりました。

後ほど議会に諮って許可されましたら呼びますので、退場ください。

〔9番佐伯勝宣君 退場〕

○議長（只松秀喜君） 本件について、提出議員の趣旨説明を求めます。

山野議員。

○7番（山野久生君） 佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議を、別紙のとおり久山町議会会議規則（昭和62年久山町議会規則第1号）第14条第1項および第2項の規定により提出します。

佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議。下記の理由により、佐伯勝宣議員に対し議員辞職を勧告する。

我々久山町議会議員は、議員として町民から厳粛な信託を受けた町民全体の代表者及び奉仕者として、その立場と職責の重さを深く自覚し、法令を遵守し、高い倫理観と見識をもって、町政の発展と住民福祉の向上に努めていかなければならない。

久山町議会基本条例にも、「議員は、町民の代表として名誉と品位を損なう行為を慎み、また、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないなど、議員としての責務を正しく認識し、議会を構成する一員として、その使命の達成に努めなければならない。」と定められている。

しかしながら、佐伯勝宣議員は、個人の責任において発行した議会報告に、事実ではない、本人により曲解した憶測に基づく記事や、特定の私人を誹謗中傷する記事など、不適切な記事を度々掲載し、町内世帯に配布しており、町民の皆さまに無用な不安と誤った情報を与えている。そして、再三にわたる議長からの訂正要求にも一向に応じず、反省の姿勢は皆無である。さらに、本会議中においては、冷静さを欠いた強い口調による発言や、事実に基づかない質問を行い、議場外で議長に必要以上に付きまとうなど、常識に欠ける言動を繰り返し、同議会の品位を著しくおとしめている。

加えて令和5年12月6日には、佐伯勝宣議員の行動に対し、町執行部から要望申入書が町議会へ提出された。この申入書は、佐伯勝宣議員が同年5月26日、5月30日、8月30日、9月6日、そして12月6日の5回にわたり、役場下駐車場横のイコバスバス停において、道路交通法第44条に定める駐停車禁止場所であるにもかかわらず自家用車を駐車し、拡声装置を用いて街頭演説を行ったことによるものである。この行為により、12月6日にあっては、イコバスがバス停に停車できず、運行委託業者から町執行部に苦情の申し

立てがあり、また演説が激高したような大声と威嚇的な言葉遣いで行われたため、出勤中の職員から恐怖や精神的ストレスを感じたと複数の申し出があったことから、今後の再発防止に向けた厳正な対応を議会に求める内容であった。

町民の代表という立場でありながら、町民の利用する公共交通機関の運行を妨げ、周囲の方々に恐怖を与え、町執行部が要望申入書を提出するに至らしめたことは、町議会としても当然、見過ごすことはできない。

これらの行為は、町民を代表する町議会議員としての信頼を失う、大いに恥ずべき行為であり、これ以上、町議会議員を続けるべきではない。

よって、佐伯勝宣議員は、事態の重大さを真摯<sup>しんし</sup>に受け止め、自らの意思によりその職を辞することを勧告する。

以上、決議する。

令和5年12月14日、久山町議会。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員から、本件について一身上の弁明をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

これを許すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

（4番本田 光君「提案者に質問したいんですが」と呼ぶ）

どういったことですか。

（4番本田 光君「提案された方に。山野議員」と呼ぶ）

それまだ入ってません。

異議なしと認めます。従って、佐伯議員の一身上の弁明を許すことに決定しました。

佐伯議員の入場を許します。

〔9番佐伯勝宣君 入場〕

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員に一身上の弁明を許します。なお、発言は全て簡潔にお願いいたします。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 議長、まず一言申し上げます。今、いきなり、何と申しますか、決議案を出されて、そして簡潔にお願いしますというのはちょっとそれは、人を裁く上で、必ずしもこれは公平なこととは言えませんが、じっくりこれは、発言の機会を与えるということ、先ほど議長ご自身もお認めになられた。ということは、時間は十分与えて

いただかなければいけないと思いますが、その点は公平にお願いしたいと思いますが、いかがでしょう。

- 議長（只松秀喜君） 久山町議会会議規則第54条「発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。」という会議規則に基づいて、簡潔にお願いいたします。

佐伯議員。

- 9番（佐伯勝宣君） 異議あります。人を裁く場でございます。懲罰を与える場でございます。議員辞職決議案、当然懲罰ということは、十分な弁明の機会とは与えなければならない。それが民主主義。そして先ほどそれは議長もお認めになられた。ということは、十分な時間を与えていただきたい。そして途中で、これは言葉を遮るようなことはあつたら、地方自治法131条にかかりますので、その辺をお願いいたします。いかがでしょう。

- 議長（只松秀喜君） 弁明に入ってください。

- 9番（佐伯勝宣君） よろしいですね。先ほどいただきました勧告決議、ざっと見させていただきました。「議員は、町民の代表として名誉と品位を損なう行為を慎み」とあります。私の行為は、議員としてこれは、まっとうな行為やってきた、そういうふうにもまた申し上げさせていただきます。そして、議員の責任において発行した議会報告とありますが、この懲罰関係の議案は、議題は、この議会中にあったことが対象のはずです。何ゆえ、議員の個人が発行する議会報告が、ここで議題にあがっているのか、懲罰の対象となっているのか、まずそれが、一つ、ちょっとこれは異論がございます。おかしいことです。そして、このまず2ページありますうち1ページ、この下から13行目以下は、これは先日12月6日町長が議長宛て、そしてそれが私の街頭演説、街頭議会報告に関するということですので文書、私も拝見をいたしました。これが中心のようですので、では、そこをまた中心にちょっと私も弁明いたします。町長の出された文書はこちらでございました。ちょっと11点ほど言わせていただきます。ですから簡潔にはちょっとすいません。佐伯勝宣議員の行動に対する要望申入書。この12月6日付の文書でございますがそれが中心でございますので、11点。1、議会定例会が始まる前の時間帯、15分間のマイクを使った議会報告で、延々としゃべっていたのではありません。庁舎始業の8時半を2分だけ回った時間に終わっております。業務にほとんど支障はなかったのではないのでしょうか。2、役場下のイコバス停車場に、停車帯に、自家用車を止めたと。そこで街頭やったと。後で述べますが、正確にはこの申入書で言及されているように、イコバスバス停、停車付近の路側帯、これが停車帯、正確ではないですか。つまり、バス停そのものに止めたわけではありません。その付近でございます。そして、バス停の標識から大分下がったエリアでござい

ます。3点目、「議会報告なるもの」とありますが、まさに私が行っていたのは、議会報告でございます。その行為は、日本国憲法第21条、表現の自由として保障されております。ですから、なぜ町長がこういった文書を出されたのか、これは逆にいかんことではないでしょうか。侵害になります。4、イコバスがバス停に停車できなかったというのは、別の文書にも私、町長に出しました文書にも述べましたが、いつもは小型のハイエースのイコバスなんです。それがたまたま修理中で、あの期間、短期間、一時的に、12月6日は大型のポンチョの走行だった。ハイエースのイコバス停車には、常日頃、十分私は気を配っておりますが、大型のポンチョだったら、多少停車に手狭感があったのではないかと拝察します。しかし、私が止めていたのは、路側帯部分であり、乗降客はこの時間見られませんでした。5点目、今述べましたように、走行に支障があったというのは、これは疑問です。たまたま大型のポンチョのイコバスでした。6点目、おっしゃるとおり、イコバスの駐車場でやったのではなく、先ほど言いましたように、バス停の付近で街頭をやっていました。7点目、9月6日、総務課長が、私の街頭を途中で止めたと書いてますが、この途中で止めたのは、庁舎で会議が重なっていると、声がちょっと大きいということで止めにこられました。大きなばってんを出されました。それを見て私は、ああそうねということですぐに謝り、街頭演説、これは終わろうと思って、その街頭演説にも、そして、道行く久山町民に向けて、今役場で会議をやっているとのことで、声が聞こえるとのこと、この辺で終了します、と言って演説を切り上げております。総務課長とのやりとりは、これは再現できます。そこに、毎回とっている、街頭演説中の音声がございます。イコバスに支障があるなど、課長は一言も言っておられません。私がこの時、街頭演説を開始したのが15時47分で、終了は15時52分頃、この役場下のイコバス停車のイコバス最終時刻は15時9分でございます。私は、停車に邪魔にならない路側帯でやっていたし、話のつじつまが合っておりません。8、激高した声云々ございますが、議員・政治家のこの街頭での有権者の演説は、熱量を伴うものでございます。9、出勤中の職員から恐怖を感じた。出勤中であり、役場業務中ではこれはございません。これは万人が感じ方は違うのではないのでしょうか。10、平成31年1月30日付、令和元年9月5日付の庁舎内での大声による言動とありますが、これは議会2階の会議中でのこととございまして、これは、会議というのは当然これは、大きな声になります。そして、議員平等の原則というのがございまして、会議を行う議員は性別、年齢、社会的地位、議員の経験年数などに関係なく平等に発言できるというふうにありますので、それで声が大きくなった部分もでございます。そして、2階でそういった言動があったとおっしゃるのは、これは令和3年9月の町議選、これで私が再選される大分前の出来事ですが、それがなぜここに、あがって持ち出してるん

でしょうか。それが不思議でなりません。11点目、今後このようなことがないよう、議会に対し、厳正に対応を申し入れると町長はおっしゃっていますが、町長はこの私の、日本国憲法第21条で表現の自由として保障された行為の、何を規制し、対応してほしいというのでしょうか。民主主義を守るため、1人でも多くの町民に、議員として、議会報告で訴えかける正当な行為であります。気に入らないということで、議会を使ってやめさせるものなのか、それがこちらで、後半の部分書いていたことでございます。

そういったこともございますので、今回私は、この議員辞職決議案。これに当たらないことを最後に申し上げまして、この私の弁明を終わります。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員の退場を求めます。

〔9番佐伯勝宣君 退場〕

○議長（只松秀喜君） これより提出議員に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

本田議員。

○4番（本田 光君） 提出者の山野議員にお尋ねします。

この表題の件、下記の理由により佐伯勝宣議員に対する議員辞職を勧告する、記、このちょうど下段の方の、13行目ぐらいから、ちょっと確認の意味で尋ねてるんですが、加えて令和5年12月6日、佐伯勝宣議員の行動に対し、町執行部から、要望書等が町議会へ提出された。この申入書は佐伯議員が同年5月26日、5月30日、それから8月30日、9月6日、そして12月6日という、この5回にわたって、役場下の駐車場で、イコバスバス停において、道路交通法の44条に定める駐車場禁止場所であることによるものである。この日程ですね。日程、これが、いろんな司法的な場所に出た場合は、こういうのが事実かどうかというのが、確認が出てくると思いますが、この日程は間違いはないんですか。事実かどうか。

○議長（只松秀喜君） 山野議員。

○7番（山野久生君） これは皆さんも、申入書を見ていただいたとおり、執行部の方から提出された日にちで掲げたものなんですけど、これは間違いなく、確認をさせていただいております。執行部の方に確認させていただいております。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 今、提出者からそういう間違いはないというふうにおっしゃったんですが、執行部がそういうふうを確認されておれば、それでいいと僕は思います。

○議長（只松秀喜君） 山野議員。

○7番（山野久生君） 執行部の方には確認しております。

以上です。

（4番本田 光君「執行部に聞くわけではないんですね」と呼ぶ）

○議長（只松秀喜君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議の動議を採決します。

山野議員ほか4名から提出されました、佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議の動議に賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って、佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議の動議は可決されました。

佐伯議員の入場を許します。

〔9番佐伯勝宣君 入場〕

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員に報告いたします。

佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議の動議は賛成多数で可決されました。辞職するかどうかは佐伯議員が決めることですが、議会の意思表示は重く受け止めていただきたいと思えます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議員派遣の件

○議長（只松秀喜君） 日程第14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

（9番佐伯勝宣君「議事進行」と呼ぶ）

どういったことでしょうか。

○9番（佐伯勝宣君） いや、さっきの1番冒頭の12月7日の一般質問の件、もう全部終わりましたから議長、これどうか、訂正をしてください。よろしく願います。

○議長（只松秀喜君） 議事進行に全く関係ありませんので発言を許可できません。

議員派遣の件については、お手元に配布しましたとおり派遣することにしたいと思いません。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

従って、議員派遣の件は、お手元に配布しましたとおり派遣することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（只松秀喜君） 日程第15、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、久山町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（只松秀喜君） 日程第16、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から久山町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました本会議の会議日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第5回久山町議会12月定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

— 令和5年第5回12月定例会 —

閉会 午前11時21分